

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和8年7月6日

木曾岬町農業委員会

木曽岬町農業委員会会議録

令和8年7月6日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1 番 水谷 正行
2 番 伊藤 忠司
3 番 糠 己紀男
6 番 白木 悟
7 番 岡村 なつ枝
8 番 岡村 昇
9 番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

4 番 横井 善彦
5 番 花井 一好

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 三宅 真也

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、横井善彦委員、花井一好委員、伊藤正樹推進委員の3名です。

よって出席委員は、農業委7名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、中山事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、中山事務局長 よろしくお願い致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席の農業委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、白木悟委員、岡村なつ枝委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

以上の2件を上程致します。

只今上程した内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページをご覧ください。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。

本件につきましては、申請件数は1件です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号 5-3 については[]としての転用です。隣接地の状況ですが、[]、[]、[]、[]でございます。雨水排水は、[]へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、[]、[]があることから、農地法施行規則第43条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて3ページをご覧ください。「議案第2号 非農地証明願について」説明致します。

本件につきましては、申請件数は1件[]筆で[]㎡です。

この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地、いわゆる白地の農地で農地法上転用可能な農地については、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

申請番号7番について、申請地の利用状況は[]となります。申請地につきましては、[]として利用を開始し、現在も使用をしているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、国土地理院による航空写真であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。農地法上も第3種農地であるため転用可能であると判断できます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩(きゅうけい)とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時6分]

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時16分]

議 長

「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見を申し上げます。

伊藤恒久委員

問題ないです。

議長

次に農業委員の意見でございますが、[]が関係者となるため、会長の私が代わりに意見を述べさせていただきます。

白木斉委員

特に問題ありません。

議長

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」、ご質疑等がありましたらご発言願います。

岡村昇委員

地籍調査が終わっている区域か。

事情を知っているため答えるが、過去に地籍調査が入っていて、[]していることが判明した。

議長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、[]の関係が含まれますので、[]には一度退室していただきます。

([] 退室)

議長

それでは続けます。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-3 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5-3 番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。それでは[]に戻っていただきます。

(入室)

議長 続きまして、「議案第2号 非農地証明願について」の「7 番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、「7 番」について非農地であることを証明することとします。
次に事項4の報告事項に移ります。
報告第1号 農地法第3条の規定による許可について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
以上2件の報告事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、事項書4ページをご覧ください。「報告第1号 農地法第3条の規定による許可について」説明をさせていただきます。本件につきましては、3件の許可ですが、関連案件のため一括して説明いたします。

前回までの総会で議案として承認していただいた競売にかかる買受適格証明の事案につきまして、それぞれ買受人が決定し、農地法第3条の規定による許可申請が提出されました。

買受適格証明についての議案説明のとおり、前回提出された許可申請書の事業内容に変更がなかったため、各買受人に対して農地法第3条の規定に基づく許可をしましたので報告させていただきます。

続きまして、事項書5ページをご覧ください。「報告第2号 農地法第4条の規定による届出について」説明をさせていただきます。本件につきましては、届出件数は1件、筆で ㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、市街化区域内農地であることから届出を受理しました。

届出地は としての転用です。隣接地の状況は、
、
、
、
でございます。雨水排水は、
へ排水する計画であります。

書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。受理年月日は令和8年6月5日です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時25分]

(届出書回覧)

議 長 それでは、届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 32 分]

議 長 「報告第2号 農地法第4条の規定による届出について」、届出地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤正人委員」のご意見をお願いします。

伊藤正人委員 問題ないと思います。

員

議 長 次に農業委員の「伊藤忠司委員」のご意見をお願いします。

伊藤忠司委員 問題ありません。

員

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、報告事項についてはこれで終わります。

会 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7 時 34 分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和 8 年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員